

多治見市浸水事前防災行動計画(タイムライン) (平成30年度運用版)

役割の凡例 ◎:情報の収集・発信または行動実施の中心となる主体 ○:行動を補助・支援する主体 △:情報を伝達・活用する主体

Table with columns: 対応事項, 行動項目, 防災支援, 指揮・調整/意思決定/情報, 社会基盤関連, 住民避難・住民対応. Rows include 'Before' (平時からの事前検討・事前調整), '0' (平常業務体制時), and 'I' (多治見市 台風対応 TimeLine Stage 1 「立ち上げ」).

多治見市浸水事前防災行動計画(タイムライン) (平成30年度運用版)

役割の凡例 ◎:情報の収集・発信または行動実施の中心となる主体 ○:行動を補助・支援する主体 △:情報を伝達・活用する主体

タイムライン ステージ	対応事項		行動項目		防災支援		指揮・調整/意思決定/情報							社会基盤関連					住民避難・住民対応				
	行動内容	行動細目			岐阜県 河川事務所	多治見市長	企画防災課	教育総務課	子ども支援課	防災課	岐阜県 道路河川課	多治見市 (工事課)	多治見市 消防団	多治見市 消防第一課	多治見市 予防課	多治見市 福祉課	多治見市 高齢福祉課	南・北・笠原消防署	多治見警察署 警備課	多治見市 消防団	自治会		
II	多治見市 台風対応 TimeLine Stage 2「準備」																						
	移行基準:【台風】多治見市が引き続き台風の予報円内にあるかつ「岐阜県内」に24時間雨量200mm以上の降雨が予想される場合(岐阜県気象情報で確認)																						
	多治見市、庄内川河川事務所、岐阜県地方気象台による情報共有(TV会議やメールリスト)																						
	7 気象・防災情報の入手と共有【情報入手・共有】																						
	7-1	気象状況・情報の把握	7-1-1 気象情報および台風情報の収集 7-1-2 市役所職員に対する気象情報・台風情報の伝達 7-1-3 意思決定のための災害対策本部への情報提供				◎	○	○		○	○			○	○	○	○					
	8 防災対応計画の策定と共有【意思決定】																						
	8-1	防災体制に関する意思決定	8-1-1 タイムラインステージ引き上げ(TL2:準備)の意思決定 8-1-2 タイムラインステージ引き上げの情報共有・連絡	○	◎	◎	◎																
	8-2	災害対策本部設置に関する意思決定	8-2-1 意思決定・判断資料の作成 8-2-2 市長へのレク 8-2-3 災害対策本部の設置 8-2-4 本部員の参集 8-2-5 本部設置の周知	○	○		◎	◎	◎	○		△	△	△	△	△	△	△					
	8-3	学校・幼稚園・保育園等における休校等の意思	8-3-1 教育委員会及び子ども支援課による学校・幼稚園・保育園等における休校等の意思決定	○	○		◎	◎	◎	○								○	○				
	8-4	市有施設の営業判断(指示)	8-4-1 市有施設の営業休止の判断・意思決定			◎	○	○	○														
	8-5	避難所開設方針の意思決定	8-5-1 開設場所・開設時期の決定			◎	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	8-6	(状況に応じて)多治見砂防国道事務所、県事務所へのリエゾン(災害対応時の情報連絡要員)の派遣要請		△	△	◎	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	9 防災体制の整備・人員確保【実行】																						
	9-1	防災対応のための指揮・調整機能の確立	9-1-1 本部員会議の開催 9-1-2 消防団による対策本部の設置 9-2-1 通行止め要員の確保				◎					△			○	○					◎		
	9-2	緊急時の防災対応のための人員確保・確認	9-2-2 水害対応時には警察が交通規制を開始し、道路管理者が引き継ぐことを警察と道路管理者で確認(道路管理者と警察が連絡を取り合い、対応の事前確認を行う) 9-2-3 ポンプ場操作員の確認(左岸ポンプ場外水位1.8mで洪水警戒体制)		○					○	◎	△	◎	◎	◎								
	10 関係機関等との情報伝達・情報共有【実行】																						
	10-1	行政関係機関との情報共有・伝達	10-1-1 市役所・消防本部・警察等関係機関との避難の方針に関する情報共有 10-1-2 市役所・消防本部・警察等関係機関との交通規制の方針に関する情報共有		△		○			○	△	△	△	△	△	△	△	○			○		
	10-2	学校・幼稚園・保育園等における休校等に関する連絡・調整	10-2-1 保育園・福祉施設への休校等の方針に関する連絡 10-2-2 学校・幼稚園への連絡 10-2-3 給食業者への連絡				△	◎	◎						○				△		○		
	10-3	市内公共工事現場に対する注意喚起・呼びかけ	10-3-1 台風情報への注意喚起 10-3-2 工事現場における浸水対策・強風対策実施の呼びかけ	○	◎		○	◎	◎		◎	◎		◎									
	11 避難所開設の事前準備【実行】																						
	11-1	自主避難者のための避難所開設の準備	11-1-1 (状況に応じて)避難所への職員配置(到着次第、受け入れ準備) 11-1-2 (状況に応じて)避難所となる施設の管理者への連絡 11-1-3 (状況に応じて)希望者があれば避難所への受け入れ開始(配置職員がいなければ、施設管理者が実施) 11-1-4 (状況に応じて)避難所配置職員がいれば、受け入れ対応(名簿作成等) 11-1-5 (状況に応じて)避難所への職員配置の報告 11-1-6 (状況に応じて)避難状況の把握・報告					○	○						◎	○					○		
	11-2	避難所運営に関する対応準備	11-2-1 (状況に応じて)食料、医療、生活用品の手配・確認 11-2-2 防災倉庫から備品等を出す													◎	◎				○		
	11-3	福祉避難所の準備	11-3-1 福祉避難所となる施設への事前連絡 11-3-2 福祉避難所となる施設の受け入れ可能人数の確認												◎	◎					○		
	12 市民への情報伝達【実行】																						
	12-1	学校・幼稚園・保育園等における休校等に関する保護者への連絡						◎	◎														
	12-2	自主避難のための避難先問合せへの対応					◎			◎					○						△		
	12-3	市有施設の営業休止に関する広報・連絡					◎								○								
	12-4	市民に対する災害への注意喚起	12-4-1 エリアメール・広報等の実施 12-4-2 FMPIPiに災害対策本部からの放送を要請 12-4-3 防災行政無線等での広報 12-4-4 広報車等による巡回広報				◎														○		
	13 災害時要配慮者に対する支援の準備																						
	13-1	内水はん濫の想定区域における災害時要配慮者に対する自主避難の呼びかけ	13-1-1 各町内会長への伝達・要請(実施主体は多治見市くらし人権課) 13-1-2 要配慮者への地域での伝達(避難の呼びかけ)				◎														△		
	13-2	避難支援の実施	13-2-1 避難方法(ルート・場所)の決定 13-2-2 避難支援の実施 13-2-3 地域住民の避難実態の把握												○			○	○	○	◎		
	14 緊急時の防災対応準備【実行】																						
	14-1	市有施設の安全確認	14-1-1 市有施設の安全確認 14-1-2 道路・橋梁等市管理施設の安全確認				○	◎	◎			◎				◎	◎						
	14-2	救助活動に関する事前準備	14-2-1 装備品の確認 14-2-2 水害対応資材の確認(救命胴衣・ボート等)												◎			◎	◎	◎	◎		
	15 対応結果・状況のフィードバック【報告】																						
	15-1	避難状況の確認					◎			△					◎								

多治見市浸水事前防災行動計画(タイムライン) (平成30年度運用版)

役割の凡例 ◎:情報の収集・発信または行動実施の中心となる主体 ○:行動を補助・支援する主体 △:情報を伝達・活用する主体

タイムライン ステージ	対応事項		防災支援		指揮・調整/意思決定/情報							社会基盤関連				住民避難・住民対応						
	行動内容	行動細目	岐阜地方 気象台	河川事務所 庄内川	多治見市長	企画防災課 多治見市	教育総務課 多治見市	子ども支援課 多治見市	防災課 岐阜県	道路河川課 多治見市	(工事課) 多治見市	多治見市砂防国道 事務所	岐阜県多治見土木事務所 河川砂防課	岐阜県多治見土木事務所 河川砂防課	多治見警察署 交通第一課	予防警防課 多治見市	福祉課 多治見市	高齢福祉課 多治見市	南・北・笠原消防署 多治見市	多治見警察署 警備課	消防団 多治見市	自治会
III	多治見市 台風対応 TimeLine Stage 3「早期警戒」																					
	移行基準:【台風】多治見市に大雨・洪水警報の発表(時間帯によっては警報予告付き注意報の発表)かつ「美濃地方」に24時間雨量200mm以上の降雨が予想される場合(岐阜県気象情報で確認)																					
	多治見市、庄内川河川事務所、岐阜地方気象台による情報共有(TV会議やメールリスト)																					
	16 気象・防災情報の入手と共有【情報入手・共有】																					
	16-1	気象状況・情報の把握				◎	○	○							○	○	○	○				
	16-2	土岐川の水位・状況に関する情報の共有(提供・入手)	△	◎		◎	△	△		◎	◎				△	△	△	△			△	△
	16-3	市民による通報情報の入手・整理・共有		◎		◎				◎	◎				◎	◎		◎			◎	◎
	16-4	現地状況の把握・共有		○		◎			△	◎	◎			○	◎			◎			△	
	17 防災対応計画の策定と共有【意思決定】																					
	17-1	防災体制に関する意思決定		◎	◎	◎	◎	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	17-2	災害対策本部長の意思決定		○	○	◎	○	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○
	17-2-3	自衛隊および緊急消防援助隊の派遣要請の検討					◎		○							△						
	18 避難所開設の事前準備【実行】																					
	18-1	避難所開設の準備					○									◎	◎					
	18-1-1	避難所への職員配置(到着次第、受け入れ準備)														◎	◎					
	18-1-2	避難所となる施設の管理者への連絡														◎	◎					
	18-1-3	希望があれば避難所への受け入れ開始(配置職員がいなければ、施設管理者が実施)														◎	◎					
	18-1-4	避難所配置職員がいれば、受け入れ対応(名簿作成等)														◎	◎					
	18-1-5	避難所への職員配置の報告														◎	◎				△	
	18-1-6	避難状況の把握・報告					△		△							◎	◎				△	○
	19 水防活動準備の実施【実行】																					
	19-1	交通情報の収集		◎		△			△	◎	△	◎	◎	◎				◎			◎	◎
	19-2	水防活動のための資機材・人員・体制確保								◎	◎	◎	◎		◎			◎			◎	◎
	19-2-1	資機材の確保及び運搬																◎			◎	◎
	19-2-2	消防団員の招集(消防職員は災害対策本部設置時に招集)																◎			◎	◎
	19-2-3	協力民間業者への依頼																◎			◎	◎
	19-2-4	協力民間事業者への土嚢用土砂の備蓄状況の確認																◎			◎	◎
	19-2-5	排水ポンプ車および可搬式ポンプの操作員の確保・待機		○														◎			◎	◎
	19-3	内水排除対策の準備		○						◎	△				◎			○			○	
	19-3-1	ポンプ場操作員配置(未配置の場合)																				
	19-3-2	ポンプ車必要台数の確認		○						◎	△											
	19-3-3	浸水想定シミュレーションによるポンプ車配置箇所の決定		◎						◎	◎											
	19-3-4	国への排水ポンプ車要請		◎			△			◎	◎											
	19-3-5	土岐川堤防へのポンプ車の進入ルート確保(国長橋左岸)		◎					△	◎	◎											
	19-3-6	排水ポンプ車の準備(現場待機)		◎																		
	20 道路通行規制に関する対応準備【実行】																					
	20-1	交通規制に関する対応準備							○	◎	△	◎	◎	◎								
	20-2	通行規制状況に関する住民への周知							◎	◎	◎	◎	◎	◎							△	△
	21 住民避難支援の実施【実行】																					
	21-1	避難に関する情報提供・情報発信					◎								△	○		△	△	△	△	○
	21-2	避難誘導・避難支援の実施					◎								◎			◎	◎	◎	◎	◎
	21-3	避難状況の確認													◎			◎	◎	◎	◎	◎
	21-3-1	残留者の確認													◎			◎	◎	◎	◎	◎
	21-3-2	住民の避難完了の確認(巡回など)													◎			◎	◎	◎	◎	◎
	21-3-3	現地広報・パトロール(住民避難完了後)													◎			◎	◎	◎	◎	◎
	22 対応結果・状況のフィードバック【報告】																					
	22-1	避難状況の共有					◎								△	◎		△	△	△	△	○
	22-1-1	要支援者確認後の情報提供					◎								△	◎		△	△	△	△	○
	22-1-2	住民の避難状況の把握					◎		△							◎		△	△	△	△	○

多治見市浸水事前防災行動計画(タイムライン) (平成30年度運用版)

役割の凡例 ◎:情報の収集・発信または行動実施の中心となる主体 ○:行動を補助・支援する主体 △:情報を伝達・活用する主体

タイムライン ステージ	対応事項		役割の凡例																						
	行動内容	行動細目	岐阜地方 気象台	河川 庄内川 事務所	多治見市 市長	企画 防災課	多治見市 教育総務課	子 ども 多治見市 支援課	防災 課	岐阜 県	道路 河川課	多治見市 河川課 (工事課)	多治見市 土木課	多治見市 土木課 河川砂防課	岐阜県 多治見市 土木課	岐阜県 河川砂防課	交通 第一課	多治見市 予防課	多治見市 福祉課	多治見市 高齢福祉課	南・北・笠原 消防署	多治見市 警察署	多治見市 消防団	自治会	
IV	多治見市 台風対応 TimeLine Stage 4「行動」																								
	移行基準:【台風】豪雨地方で大雨の【警戒期間】に入るか多治見水位観測所の水位が氾濫注意水位(3.2m)を超過し、さらに上昇すると予想される場合																								
多治見市、庄内川河川事務所、岐阜地方気象台による情報共有(TV会議やメールリスト)																									
23 気象・防災情報の入手と共有【情報入手・共有】																									
	23-1 気象状況・情報の把握	23-1-1 気象情報および台風情報の収集 23-1-2 市役所職員に対する気象情報・台風情報の伝達	○			◎	○	○			○	○						○	○	○	○				
	23-2 土岐川の水位・状況に関する情報の共有(提供・入手)		△	◎		◎	△	△			◎	◎						△	△	△	△			△	△
	23-3 市民による通報情報の入手・整理・共有			◎		◎					◎	△		◎				◎			◎				○
	23-4 現地状況の把握・共有			◎		◎			○		◎	△		◎				◎			◎	○			
	24 水害の激化に備えた対応の意思決定																								
	24-1 防災体制に関する意思決定	24-1-1 タイムラインステージ引き上げ(TL4:行動1)の意思決定 24-1-2 タイムラインステージ引き上げの情報共有・連絡	○	◎	◎	◎																			
	24-2 災害対策本部長の意思決定	24-2-1 (出動水位を超えた)水防活動実施の意思決定	△	◎	△	◎	△	△	○		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	24-3 氾濫対応を考慮した現場派遣の意思決定	24-3-1 はん濫対応を考慮した災害対応支援(人)の現場派遣の意思決定 24-3-2 はん濫対応を考慮した災害対応支援(物)の現場派遣の意思決定		◎		◎			○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	25 道路通行規制の実施【実行】																								
	25-1 交通規制の実施決定	25-1-1 気象情報(注意報)・通行規制情報・路面状況の確認 25-1-2 現場状況から道路通行規制の決定	○						○	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎								
	25-2 道路通行規制に関する情報提供・情報共有	25-2-1 道路管理者(国、岐阜県、市、愛知県)からの情報提供		△					○	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎								
		25-2-2 バス事業者通知(※実施主体は多治見市都市政策課)					○			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
		25-2-3 マスコミへの周知(※実施主体は多治見市秘書広報課)					○			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
		25-2-4 道路交通情報センター(JARTIC)への通知			△		○			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
	25-3 道路通行規制の実施	25-3-1 規制箇所が決定したら業者等に依頼 25-3-2 交通規制の実施							○	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
	26 水防活動の実施【実行】																								
	26-1 河川巡視の実施・報告	26-1-1 バトロール車、人員への指示 26-1-2 河川バトロール車の水防活動・河川状況の報告		◎					○	◎				◎				◎			◎	◎	◎	◎	◎
	26-2 水防活動の開始	26-2-1 堤防巡視活動(消防団) 26-2-2 堤防補強対応の実施(消防団)		○					○	○				○				◎			◎	◎	◎	◎	◎
	26-3 水防活動状況に関する県庁及び自衛隊との情報共有			○		◎			◎	○															
IV-①	移行基準:【台風】左岸ポンプ場ポンプ井水位が2.7m(避難準備・高齢者等避難開始基準)を超過し、今後の水位上昇が見込まれる場合																								
	27 防災対応計画の策定と共有【意思決定】																								
	27-1 災害対策本部長の意思決定	27-1-1 内水はん濫による浸水想定エリアの避難準備・高齢者等避難開始の発令(※発令していない場合:左岸ポンプ場ポンプ井水位2.7mを基準)	○	○	◎	○			△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○
	27-2 内水排除活動の実施	27-2-1 可搬式ポンプによる内水排除待機 27-2-2 各排水ポンプ場の運転開始									◎	◎													
IV-②	移行基準:【台風】左岸ポンプ場の外水位が4.0mを超過し、今後の水位上昇が見込まれる場合																								
	28 内水はん濫対応の実施(外水はん濫に対して安全が確保できる範囲で実施)【実行】																								
	28-1 はん濫対応を考慮した災害対応支援(人)の現場到着の確認 はん濫対応を考慮した災害対応支援(物)の現場到着の確認		○							○	○							◎			◎	◎	◎	◎	◎
	28-2 関係機関・部署への応援要請	28-2-1 追加応援要請場所の決定 28-2-2 庄内川河川事務所への追加応援要請 28-2-3 自衛隊および緊急消防援助隊の派遣要請を視野に入れた、県庁への情報提供		○						○	◎	△	△					◎			◎	◎	◎	◎	◎

多治見市浸水事前防災行動計画(タイムライン) (平成30年度運用版)

役割の凡例 ◎:情報の収集・発信または行動実施の中心となる主体 ○:行動を補助・支援する主体 △:情報を伝達・活用する主体

タイムライン ステージ	対応事項		行動項目		防災支援		指揮・調整/意思決定/情報					社会基盤関連					住民避難・住民対応						
	行動内容	行動細目	岐阜地方 気象台	河川事務所 庄内川	多治見市長	企画防災課	教育総務課	子ども支援課	防災課	道路河川課 多治見市	多治見市 (工事課)	多治見市砂防国道事務所	岐阜県多治見土木事務所 河川砂防課	岐阜県多治見土木事務所 木事務所 道路維持課	交通第一課	予防警防課	多治見市 福祉課	多治見市 高齢福祉課	南・北・笠原消防署	多治見警察署 警備課	消防団 多治見市	自治会	
V	多治見市 台風対応 TimeLine Stage 5 「緊急対応」 移行基準:【台風】多治見市で道路冠水が発生または、左岸ポンプ場井水位が 4.3m(避難勧告基準)を超える。または、多治見水位観測所が避難判断水位(4.70m)を超過し、さらに上昇することが予測された場合 多治見市、庄内川河川事務所、岐阜地方気象台による情報共有(TV会議やメーリングリスト)																						
	29 気象・防災情報の入手と共有【情報入手・共有】																						
	29-1	気象状況・情報の把握	29-1-1	気象情報および台風情報の収集	○						○	○					○	○	○				
			29-1-2	市役所職員に対する気象情報・台風情報の伝達							△	△					△	△	△				
	29-2	土岐川の水位・状況に関する情報の共有(提供・入手)									△	△					△	△	△			△	
	29-3	市民による通報情報の入手・整理・共有									△	△					△	△	△			△	
	29-4	現地状況の把握・共有							○		○	○		○	○	○			○			△	
	30	外水はん濫に備えた対応の意思決定【意思決定】																					
	30-1	防災体制に関する意思決定	30-1-1	タイムラインステージ引き上げ(TL5:緊急対応)の意思決定	○	◎	◎	◎															
			30-1-2	タイムラインステージ引き上げの情報共有・連絡	△	△	△	△														△	
		30-2-1	外水はん濫に備えた避難準備・高齢者等避難開始の発令		○	◎	◎														○		
		30-2-2	外水はん濫に備えた避難所開設準備の指示		○	◎	◎														○		
		30-2-2	内水はん濫による浸水想定エリアの避難勧告(※左岸ポンプ場井水位 4.3m)	○	○	◎	◎														○		
31	水防活動の実施【実行】																						
31-1	内水排除活動の実施	31-1-1	内水箇所の状況把握		○		◎				△	△				◎					◎		
		31-1-2	庄内川河川事務所ポンプ車による内水排除		◎						△	△											
		31-1-3	(必要に応じて)工事課可搬ポンプによる内水排除								◎												
		31-2-1	消防団から市への水防活動の報告				△									◎					◎		
		31-2-2	市から河川事務所への水防活動の報告		○		◎														◎		
V-①	移行基準:【台風】左岸ポンプ場井水位が 5.2m(平和町(内水)避難指示(緊急)基準)を超える。または、多治見水位観測所が氾濫危険水位(5.0m)を超過し、さらに上昇することが予測された場合																						
	32 外水はん濫に備えた対応の意思決定【意思決定】																						
	32-1	災害対策本部長の意思決定	32-1-1	内水はん濫による浸水想定エリアに対する避難指示の発令(左岸ポンプ場井水位 5.2m)		○	◎	◎					○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
			32-1-2	内水はん濫による浸水想定エリアに対する災害対策基本法に基づく警戒区域の設定の意思決定		○	◎	◎					○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
			32-1-3	内水はん濫対応(内水排除)の実施可否の意思決定(急激な本川水位の上昇など状況悪化が見込まれる場合には内水排除は危険が伴うため)		○		◎					○	△	△							○	○
			32-1-4	外水はん濫に備えた避難勧告の発令	○	○	◎	◎					○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
			32-1-5	外水はん濫に備えた避難所開設の指示			△	◎					○	△	△	△	△	△	△	△	○	○	
	33	内水はん濫の想定浸水域における住民の安全確保【実行】																					
	33-1	内水はん濫の想定浸水域における住民避難の完了	33-1-1	内水エリアからの住民(要配慮者および一般住民)の避難完了				◎									◎				◎	◎	
			33-1-2	災害対策基本法に基づく警戒区域設定による強制退去措置				◎					○				◎				◎	◎	
34	内水はん濫の想定浸水域における避難支援者の安全確保【実行】																						
34-1	内水はん濫エリアにおける避難支援者の安全確保	34-1-1	避難支援者の撤収時の人員・装備確認				◎									○				◎	◎		
		34-1-2	(内水)避難支援者の安全確保の完了				◎									○				◎	◎		
35	外水はん濫に備えた対応の意思決定【意思決定】																						
35-1	現場対応者の安全確保の意思決定	35-1-1	外水はん濫想定エリアにおける現場対応者の退避の意思決定		○		◎					○	△		○	○	○	○	○	○	○		
V-②	移行基準:【台風】左岸ポンプ場の外水位が 7.3mを超える。または、多治見水位観測所が計画高水位(6.78m)に達し、さらに上昇することが予測された場合																						
	36 外水はん濫に備えた対応の意思決定【意思決定】																						
	36-1	災害対策本部長の意思決定	36-1-1	外水氾濫に備えた避難指示(緊急)の発令(多治見水位観測所6.78m)	○	○	◎	◎					○	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○
			36-1-2	左岸ポンプ場操作員の退避の指示(左岸ポンプ場外水位 7.3m)																		◎	◎
	37	現場対応者の安全確保【実行】																					
	37-1	はん濫対応を考慮した現場対応者の安全確保の完了(外水)						◎													◎	◎	
	38	今後の防災対応の意思決定																					
	38-1	災害対策本部で市長が自衛隊および緊急消防援助隊の派遣要請の意思決定						◎									◎	○	○	○	○	○	
	39	自衛隊の災害派遣要請【実行】																					
	39-1	自衛隊及び緊急消防援助隊への災害派遣要請	39-1-1	被害状況の把握		○		◎					○	○	○	○	◎				○	○	
		39-1-2	自衛隊および緊急消防援助隊活動目的の決定(被災者支援、土壌積み、給食支援、救助要請など)				◎					○				◎							
		39-1-3	自衛隊および緊急消防援助隊集結場所の決定				◎					○				◎							
		39-1-4	市長から知事への自衛隊および緊急消防援助隊派遣要請の連絡				◎					○				◎							
		39-1-5	知事から自衛隊および緊急消防援助隊への派遣要請				◎					○				◎							